

1. 件名：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る面談
2. 日時：令和5年3月10日（金）14：00～14：40
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

実用炉監視部門 村田統括監視指導官、宮坂係長

核燃料施設等監視部門 木村管理官補佐、福永原子力運転検査官  
長官官房

総務課 事故対処室 近田係長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子力運営グループ 課長 他2名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力運営 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部

運転管理グループ マネージャ 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社 原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 副課長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 プラント管理グループ 課長

原子力エネルギー協議会 副長

#### 5. 要旨

（1）原子力規制庁から、配布資料に基づき、令和5年3月23日実施の第5回 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合について、核燃料施設等を設置する事業者との意見交換の状況の説明、第5回会合に係る事務連絡等を行った。

（2）出席者より配布資料（資料1）について、以下の要望があったことに対して、原子力規制庁から、記載を修正する旨回答した。

- 『2. 廃止措置段階における法令報告対象』について、一つの事業所が複数の施設の許可を有する場合、そのうち一つの施設を廃止する際は、使用変更許可により段階的に施設の廃止を行うこととなっているので、その旨の記載に修正してほしい。
- 『3. 核燃料物質に汚染された物が盗取又は所在不明となった際の対応』における原子力施設に関する規則に実用炉規則も含む場合は、明確にしてほしい。

6. 配布資料

第5回 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 資料案